

# 立山町耐震改修促進計画

平成21年3月策定

令和5年9月改定（第4回）

立 山 町

## 目 次

### 第1章 計画の概要と耐震化の方針

- 1 計画改定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 耐震改修促進計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 想定される地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 第2章 耐震化の現状と目標

- 1 住宅の耐震化の現状と目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標・・・・・・・・ 12
- 3 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設・・・・・・・・ 14

### 第3章 住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策

- 1 耐震化の取組み基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援・・・・・・・・ 17
- 3 立山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施・・・・・・・・ 22
- 4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等・・・・・・・・ 24

### 第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

- 1 相談体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 パンフレット等の配布及び講習会等の開催支援・・・・・・・・ 28
- 3 地震ハザードマップを活用した啓発活動・・・・・・・・ 28
- 4 リフォームにあわせた耐震改修の推進・・・・・・・・ 28
- 5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動・・・・・・・・ 29
- 6 町内会等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 7 高齢者等に対する啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

## － 第 1 章 計画の概要と耐震化の方針 －

### 1 計画改定の背景

#### (1) 計画改定の経緯

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」では、都道府県において耐震改修促進計画を策定することを義務付けており、富山県では、「富山県耐震改修促進計画」を平成 19 年 4 月に策定、平成 28 年 10 月に改定しました。

立山町では、上記の背景を考慮し、耐震化率の現状等をふまえ、「立山町耐震改修促進計画」を平成 21 年 3 月に策定し、その後、本計画の見直しを行い平成 29 年 3 月に改定しました。

また、平成 31 年 4 月に策定した「立山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」について、本計画内にて位置付けを行い令和 2 年 3 月に改定しました。令和 4 年 9 月には、大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀等の倒壊被害をふまえ、危険ブロック塀等の除却、建替えを推進するため改定しました。

このたび、建築基準法の告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号）の改正（以下「告示基準」という。）により、瓦屋根に対する緊結方法の基準が強化された（令和 4 年 1 月 1 日施行）ことから、住宅の瓦屋根の耐風改修を推進するため、本計画を見直すものです。

#### (2) 耐震改修促進法の改定

東日本大震災の被害等をうけ、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、耐震改修促進法が改正され、平成 25 年 11 月 25 日に施行されました。法改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象が全ての建築物に拡大
- ・不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等（※1）に対する耐震診断の義務付け及び診断結果の公表
- ・庁舎や避難所等の防災拠点施設及び避難路沿道建築物等について、耐震改修促進計画で指定（※2）した場合は、耐震診断を義務付けたうえで、その結果を公表
- ・耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置の創設
- ・建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ・区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

（※1）『要緊急安全確認大規模建築物』：耐震改修促進法附則第 3 条により耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられた不特定多数が利用する大

### 規模な建築物

(※2) 『要安全確認計画記載建築物』：県又は市町村が耐震改修促進計画で指定した場合、耐震診断の実施と、結果の報告が義務付けられる建築物  
また、大阪府北部を震源とする地震によりブロック塀等の倒壊被害をふまえて、平成31年1月1日に耐震改修促進法が改正されました。法改正の主な内容は以下のとおりです。

- ・耐震改修促進法施行令第4条の通行障害建築物に、建築物に付属する組積造の塀が追加

## 2 耐震改修促進計画の概要

### (1) 計画の目的

本計画は、耐震改修促進法等に基づき、地震等の被害を軽減することを目的とし、町における住宅等の耐震診断・耐震改修及び耐風改修を促進するための計画として定めています。

### (2) 計画の対象期間

本計画は、平成 28 年度から令和 7 年度の 10 年間を対象に、耐震化等の促進に必要な目標と取り組み等について記載するものです。

なお、必要に応じ計画の進捗状況等と合わせて検証し、目標や計画内容を見直すこととします。また、それ以外にも制度の見直しや大規模な災害の発生等により、必要に応じて、見直すこととします。

### (3) 耐震化等を促進する建築物

本計画では特に耐震化等を図るべき建築物として、次のうち、建築基準法等の耐震関係等の規定に適合していない建築物（耐震強度が不足する建築物）を対象に、耐震化等を促進します。

#### ①住宅

- ・木造住宅
- ・ブロック塀等

#### ②多数の者が利用する建築物（※3）

- ・被災時に拠点となる施設及び救護施設
- ・住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設
- ・比較的滞在期間の長い施設
- ・多くの町民が集まる集客施設
- ・その他の多数の者が利用する建築物

#### ③公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設

- ・災害時の拠点施設等（庁舎等）
- ・病院施設
- ・学校施設
- ・公営住宅

(※3) 耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 1 号に定める建築物のこと。

### 3 想定される地震

#### (1) 県内の活断層と地震

今後、本町で起こり得る大規模な地震を予測し、被害を想定することは、本計画に基づく地震災害対策を推進する上で前提となるものです。

また、地震による被害を想定することは、予防、応急、復旧対策の前提条件が明らかとなり、防災関係機関が地震災害対策を推進するうえにおいて役立つばかりでなく、防災関係機関や住民の地震に対する意識高揚にも大きな効果が期待できます。

なお、地震による被害は、地形、地質、地盤等の自然条件や市街化の進展等の社会的条件によって大きく変化することに留意し、県内及び本町近郊の活断層や過去の地震被害等を把握するとともに、地震被害の想定に基づく地震災害対策を推進する必要があります。

#### (2) 活断層について

断層とは、ある面を境に両側のずれ（くい違い）のみられる地質現象をいい、その中で、地質時代でいう第四期（約 180 万年前から現在の間）において繰り返し活動し、将来も活動する可能性のあるものを特に活断層といいます。

活断層は、地震の発生源となりうる断層であり、1891 年の濃尾地震（根尾谷断層）、1995 年の兵庫県南部地震（野島断層）の震源としても知られるように、今日では、地震予知の観点からその存在は特に重要視され、各地域でその認定作業や活動履歴調査等が実施されています。

全国の主要な活断層については、文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会において、活動間隔や次の地震の発生可能性等（場所、規模、発生確率）を評価し、随時公表しています。現在公表されている県内の活断層は、次のとおりです。

- ① 跡津川断層帯
- ② 牛首断層帯
- ③ 魚津断層帯
- ④ 砺波平野断層帯西部
- ⑤ 砺波平野断層帯東部
- ⑥ 呉羽山断層帯
- ⑦ 庄川断層帯



表 1：富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

| 発生年         | 地震名又は被害の大きかった地域 | マグニチュード  | 県内の被害状況           | 県内の震度 |
|-------------|-----------------|----------|-------------------|-------|
| 863（貞観 5）   |                 | 7 以上     | 民家破壊し、圧死者多数       |       |
| 1586（天正 13） | （飛騨白川谷）         | 7.8±1    | 木船城崩壊、白川谷被害多し     | 5～6   |
| 1662（寛文 2）  | （琵琶湖付近）         | 7.25～7.6 | 神社仏閣人家被害、死傷者多し    | 5     |
| 1668（寛文 8）  |                 |          | 伏木・放生津・小杉で潰家あり    |       |
| 1707（宝永 4）  | 宝永地震            | 8.4      | 家屋崩壊、天水桶ごとごとく転倒す  | 5～6   |
| 1858（安政 5）  | 飛越地震            | 7.0～7.1  | 大鷲・小鷲崩壊、洪水、流出家屋多し | 5～6   |
| 〃           | （大町付近）          | 5.7      |                   | —     |

※上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧【増補改訂版】」（宇佐美龍夫、1996 年）において 1900 年以前で本県に関する記事のあるものを記載。空欄は記載なし。

表 2：震度 4 以上を記録した地震一覧

| 発生年         | 震央地名    | マグニチュード | 県内の被害等                  | 県内の震度  |
|-------------|---------|---------|-------------------------|--|
| 1933（昭和 8）  | 石川県能登地方 | 6.0     | 傷者 2、氷見で土砂崩れ、亀裂         | 伏木 4   |
| 1944（昭和 19） | 三重県南東沖  | 7.9     | 不明                      | 富山 4   |
| 1948（昭和 23） | 福井県嶺北   | 7.1     | 西部で被害                   | 富山 4   |
| 1952（昭和 27） | 石川県西方沖  | 6.5     | 硝子破損                    | 富山、八尾、女良 4   |
| 1993（平成 5）  | 石川県能登地方 | 6.6     | 非住家、水路、ため池に被害           | 富山、伏木 4  |
| 2000（平成 12） | 石川県西方沖  | 6.2     | 被害なし                    | 小矢部 4  |
| 2007（平成 19） | 能登半島沖   | 6.9     | 重傷 1、軽傷 12<br>非住家一部損壊 5 | 富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋 5 弱<br>高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日 4 |
| 2007（平成 19） | 新潟県上中越沖 | 6.8     | 軽傷 1                    | 氷見、舟橋 4  |
| 2013（平成 25） | 石川県加賀地方 | 4.2     | 被害なし                    | 小矢部 4  |
| 2020（令和 2）  | 石川能登地方  | 5.5     | 軽傷 2                    | 氷見、富山、舟橋 4   |
| 2023（令和 5）  | 石川能登地方  | 6.5     | 軽傷 1                    | 高岡、氷見、小矢部、射水、舟橋 4                                      |

※「理科年表」（国立天文台、平成 13 年）及び「富山県気象災異史」（富山県地方気象台、富山県、昭和 45 年）及び「気象庁震度データベース検索」等による。

#### (4) 被害想定

地震には、海溝型地震と内陸型地震がありますが、過去の記録から、本町に影響を及ぼすおそれのある地震は、活断層による内陸型地震が考えられます。

富山県では、県内に大きな被害を及ぼすおそれのある地震として呉羽山断層、跡津川断層及び法輪寺断層を震源とする地震が発生した場合を想定し、被害想定を行っています。このうち、本町に特に影響のある跡津川断層地震及び呉羽山断層地震について以下に掲載します。

被害の想定については、一定条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震被害の経験値をもとに推計していることから、震度や気象条件が異なれば予想値も異なるので、その前提のもとに取り扱う必要があります。

表 3 - 1 : 跡津川断層地震を想定した県全体の被害予想

| 項 目     |        |           | 現 況              | 被 害                |                     |
|---------|--------|-----------|------------------|--------------------|---------------------|
| 物的被害    | 建 物    | 木造建物      | 住宅               | 259,350 棟          | 40,641 棟 ( 9.57%)   |
|         |        |           | 全体               | 659,535 棟          | 103,451 棟 ( 9.58%)  |
|         |        | 鉄骨造       | 住宅               | 49,739 棟           | 3,741 棟 ( 7.02%)    |
|         |        |           | 全体               | 117,703 棟          | 8,923 棟 ( 7.05%)    |
|         |        | R C 造     | 住宅               | 8,611 棟            | 402 棟 ( 4.17%)      |
|         |        |           | 全体               | 20,492 棟           | 1,019 棟 ( 4.37%)    |
|         | 落下物    | 住宅        | 138,195 棟        | 6,977 棟 ( 5.05%)   |                     |
|         | ブロック・石 | 住宅        | 90,794 棟         | 5,692 棟 ( 6.27%)   |                     |
|         |        | 全体        | 230,847 棟        | 14,975 棟 ( 6.49%)  |                     |
|         | 火 災    | 延焼        | 住宅               | 259,350 棟          | 1,491 棟 ( 0.57%)    |
|         |        |           | 全体               | 659,535 棟          | 3,794 棟 ( 0.58%)    |
|         | ライフライン | 上水道       |                  | 7,016 km           | 3,483 箇所 (0.5 箇所km) |
|         |        | 下水道       | 県                | 81 km              | 2 地点                |
|         |        |           | 市町村              | 2,790 km           | 910 箇所 (0.33 箇所km)  |
| ガス      |        | 191 km    | 0 箇所 (0 箇所km)    |                    |                     |
| 電気 (電柱) |        | 147,449 基 | 1,383 基 ( 0.94%) |                    |                     |
| 交通輸送    | 道路     |           | 12,175 km        | 774 箇所 (0.06 箇所km) |                     |
|         | 鉄道     |           | 290 km           | 352 箇所 (1.21 箇所km) |                     |
|         | 橋りょう   |           | 168 橋            | 0 橋                |                     |
| 人的被害    | 死者     |           | 1,120,161 人      | 865 人 ( 0.08%)     |                     |
|         | 負傷者    |           |                  | 15,872 人 ( 1.42%)  |                     |
|         | り災者    |           |                  | 58,224 人 ( 5.2%)   |                     |

※出典：「立山町地域防災計画」（令和 4 年 3 月改訂版）

表 3-2 : 跡津川断層地震を想定した立山町の建物被害予想

|      | 振動及び液状化による建物被害 |     |       | 左記のうち住宅 |     |       |
|------|----------------|-----|-------|---------|-----|-------|
|      | 棟数             | 全壊数 | 半壊数   | 棟数      | 全壊数 | 半壊数   |
| 木造   | 17,817         | 507 | 3,331 | 7,003   | 194 | 1,308 |
| 鉄骨造  | 2,557          | 9   | 3     | 1,077   | 4   | 0     |
| R C造 | 388            | 4   | 3     | 164     | 1   | 1     |
| 合計   | 20,762         | 520 | 3,337 | 8,244   | 199 | 1,309 |

※出典：「立山町地域防災計画」（令和4年3月改訂版）

表 3-3 : 跡津川断層地震を想定した立山町の人的被害予想

| 死者数（人）    |              |       |       | 負傷者数（人）   |              |       | り災者数<br>（※4） |
|-----------|--------------|-------|-------|-----------|--------------|-------|--------------|
| 振動による木造被害 | 振動によるブロック塀被害 | 火災による | 振動＋火災 | 振動による木造被害 | 振動によるブロック塀被害 | 火災による |              |
| 6         | 0            | 0     | 0     | 212       | 0            | 212   | 703          |

※出典：「立山町地域防災計画」（令和4年3月改訂版）

（※4）り災者：建物の全壊及び焼失により住む場所を失った人

表 4-1 : 呉羽山断層地震を想定した県全体の被害予想

| 項 目         |                | 被害予測数     |         |         |         |
|-------------|----------------|-----------|---------|---------|---------|
| 物的被害        | 建物分類           | 住宅        | 非住宅     | 全建物     |         |
|             | 現況 (棟)         | 513,139   | 270,602 | 783,741 |         |
|             | 地盤の揺れ          | 全壊 (棟)    | 65,576  | 19,816  | 85,392  |
|             |                | 半壊 (棟)    | 174,045 | 89,437  | 263,482 |
|             |                | 被害率 (%)   | 29.7    | 23.8    | 27.7    |
|             | 地盤の液状化         | 全壊 (棟)    | 4,795   | 92      | 4,887   |
|             |                | 半壊 (棟)    | 9,120   | 721     | 9,841   |
|             |                | 被害率 (%)   | 1.8     | 0.17    | 1.3     |
|             | 急傾斜地崩壊         | 全壊 (棟)    | 145     | 0       | 145     |
|             |                | 半壊 (棟)    | 429     | 0       | 429     |
|             |                | 被害率 (%)   | 0.07    | 0.0     | 0.07    |
|             | 火災・延焼          | 全壊 (棟)    | 54      | 47      | 101     |
|             |                | 半壊 (棟)    | 2,729   | 881     | 3,610   |
|             |                | 合計 (棟)    | 2,783   | 928     | 3,711   |
|             | 建物屋外付帯物の落下 (棟) |           | 28,285  | 928     | 3,711   |
|             | 各種の塀倒壊         | 塀分類       | ブロック塀   | 石塀      | コンクリート塀 |
|             |                | 現況 (件)    | 137,669 | 15,925  | 16,426  |
| 倒壊 (件)      |                | 21,703    | 6,044   | 1,979   |         |
| 自動販売機の転倒    | 現況 (件)         | 82,158    |         |         |         |
|             | 倒壊 (件)         | 3,057     |         |         |         |
| 人的被害        | 現況人口 (人)       | 1,089,434 |         |         |         |
|             | 被害項目           | 死者数       | 負傷者数    | 合計      |         |
|             | 建物の倒壊 (人)      | 4,036     | 19,956  | 23,992  |         |
|             | 急傾斜地崩壊 (人)     | 8         | 10      | 18      |         |
|             | 火災・延焼 (人)      | 213       | 512     | 725     |         |
|             | 各種の塀倒壊 (人)     | 17        | 424     | 441     |         |
|             | 自動販売機の倒壊 (人)   | 0         | 3       | 3       |         |
|             | 建物屋外付帯物の落下 (人) | 0         | 53      | 53      |         |
|             | 合計 (人)         | 4,274     | 20,958  | 25,232  |         |
|             | 避難所避難者数        | 経過時間      | 発災時     | 1日後     | 4日後     |
| 避難所避難者数 (人) |                | 223,448   | 257,066 | 311,018 |         |
| 避難所避難者率 (%) |                | 20.5      | 23.6    | 18.5    |         |

※出典：「立山町地域防災計画」（令和4年3月改訂版）

表 4-2 : 呉羽山断層地震を想定した立山町の建物被害予想

|      | 揺れによる建物被害 |              |                  |       | 液状化による建物被害 |     | 急傾斜地崩壊による建物被害 |     |
|------|-----------|--------------|------------------|-------|------------|-----|---------------|-----|
|      | 建物棟数      | 全壊数          | 半壊数              | 被害率   | 全壊数        | 半壊数 | 全壊数           | 半壊数 |
| 木造   | 18,218    | 43<br>(0.2%) | 5,267<br>(28.9%) | 14.7% | 16         | 34  | 0             | 0   |
| R C造 | 1,056     | 0<br>(0.0%)  | 349<br>(33.0%)   | 16.5% | 0          | 0   | 0             | 0   |
| 鉄骨造  | 3,298     | 0<br>(0.0%)  | 1,453<br>(44.1%) | 22.0% | 0          | 2   | 0             | 0   |
| 合計   | 22,572    | 43<br>(0.2%) | 7,069<br>(31.3%) | 15.8% | 16         | 36  | 0             | 0   |

※出典：「立山町地域防災計画」（令和4年3月改訂版）

表 4-3 : 呉羽山断層地震を想定した立山町の人的被害予想

| 人的被害 |      |     | 避難者数の予測 |       |         |       |         |       |
|------|------|-----|---------|-------|---------|-------|---------|-------|
| 死者数  | 負傷者数 | 合計  | 発災後     |       | 1日後     |       | 4日後     |       |
|      |      |     | 避難所避難者数 | 疎開者数  | 避難所避難者数 | 疎開者数  | 避難所避難者数 | 疎開者数  |
| 1    | 544  | 545 | 2,686   | 1,447 | 3,361   | 1,809 | 4,443   | 2,393 |

※出典：「立山町地域防災計画」（令和4年3月改訂版）

## － 第2章 耐震化の現状と目標 －

### 1 住宅の耐震化の現状と目標

#### (1) 耐震化の現状

町内の住宅総数は、8,480戸（※H25住宅・土地統計調査より）です。このうち、耐震性のあると思われる住宅戸数は5,727戸と推計され、耐震化率は約68%です。

|      |                | 平成19年度末       | H25調査         |
|------|----------------|---------------|---------------|
| 住宅総数 |                | 8,891戸        | 8,480戸        |
|      | 耐震性が不十分<br>(率) | 3,592戸<br>40% | 2,753戸<br>32% |
| 内訳   | 木造戸建住宅         | 8,174戸        | 8,200戸        |
|      | 耐震性が不十分<br>(率) | 3,500戸<br>43% | 2,734戸<br>33% |
|      | その他の住宅         | 717戸          | 280戸          |
|      | 耐震性が不十分<br>(率) | 92戸<br>13%    | 19戸<br>7%     |

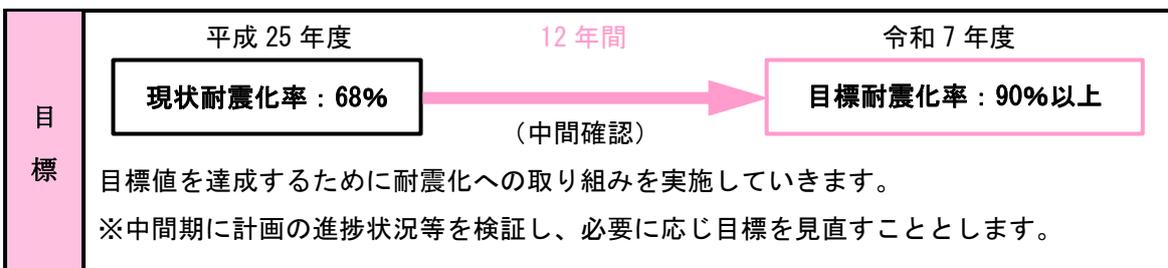
※「平成19年度末」：立山町耐震改修促進計画（平成21年3月策定）より。

※「H25調査」：H25土地・建物統計調査によるH25.10.1現在の戸数に対し、国土交通省の推計に基づく耐震性あり掛率を乗じて算出。

#### (2) 耐震化の目標

「富山県耐震改修促進計画（令和4年3月改定）」によれば、平成30年度の県全体の住宅の現状耐震化率は約80%となっており、令和7年度末までに90%とすることを目標に掲げています。

立山町では、県の目標値を達成するために耐震化率を22%伸ばす必要があります。



## 2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状と目標

### (1) 耐震化の現状

町内の多数の者が利用する建築物の総数は、70 棟です。このうち、耐震性のあると思われる棟数は 65 棟で、耐震化率は 93%です。

| 分類  | 種別                        | 用途                                     | 総棟数 |            |            | 耐震化率       |
|-----|---------------------------|--|-----|------------|------------|------------|
|     |                           |  | A   | 耐震性あり<br>B | 耐震性なし<br>C | (B/A)<br>D |
| I   | 被災時に拠点となる施設及び救護施設         | 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する交益上必要な建物          | 1   | 1          |            |            |
|     |                           | 病院、診療所                                 | 2   | 2          |            | 100.0%     |
|     |                           | 小計                                     | 3   | 3          |            | 100.0%     |
| II  | 住民の避難所等として使用される施設及び要援護者施設 | 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校    | 32  | 32         |            | 100.0%     |
|     |                           | 老人福祉センター、児童厚生施設身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 3   | 2          | 1          |            |
|     |                           | 体育館（一般公共の用に供されるもの）                     | 2   | 2          |            | 100.0%     |
|     |                           | 小計                                     | 37  | 36         | 1          | 97.3%      |
| III | 比較的滞在時間の長い施設              | ホテル、旅館                                 | 7   | 5          | 2          | 71.4%      |
|     |                           | 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿                  | 10  | 10         |            | 100.0%     |
|     |                           | 小計                                     | 18  | 16         | 2          | 88.9%      |
| IV  | 多くの町民が集まる集客施設             | 集会場、公会堂                                | 2   | 2          |            | 100.0%     |
|     |                           | 展示場                                    | 1   | 1          |            | 100.0%     |
|     |                           | 小計                                     | 3   | 3          |            | 100.0%     |
| V   | その他の多数の者が集まる建築物           | 事務所                                    | 5   | 3          | 2          | 60.0%      |
|     |                           | 工場（危険物の貯蔵所又は処理場の用途に供する建築物を除く）          | 1   | 1          |            | 100.0%     |
|     |                           | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設         | 4   | 4          |            | 100.0%     |
|     |                           | 小計                                     | 10  | 8          | 2          | 80.0%      |
| 計   |                           |  | 70  | 65         | 5          | 92.9%      |

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

## (2) 耐震化の目標

「富山県耐震改修促進計画（令和4年3月改定）」によれば、令和元年度の県全体の多数の者が利用する建築物の現状耐震化率は約90%となっており、令和7年度末までに95%とすることを目標に掲げています。

立山町の現状耐震化率と県の耐震化率目標値との差は2%ですが、耐震性がない建築物（5棟）はすべて民間施設であることから、今後は民間施設の耐震化の推進が重要な課題となります。

| 分類  | 平成19年度 | 平成27年度 | 令和7年度  |
|-----|--------|--------|--------|
|     | I      | 66.7%  | 100.0% |
|     | 1      | 0      | 0      |
| II  | 68.2%  | 97.3%  | 100.0% |
|     | 14     | 1      | 0      |
| III | 83.3%  | 88.9%  | 94.4%  |
|     | 3      | 2      | 1      |
| IV  | 66.7%  | 100.0% | 100.0% |
|     | 1      | 0      | 0      |
| V   | 70.0%  | 80.0%  | 90.0%  |
|     | 3      | 2      | 1      |
| 計   | 71.8%  | 92.9%  | 97.1%  |
|     | 22     | 5      | 2      |

※上段：耐震化率 / 下段：耐震性なしの棟数

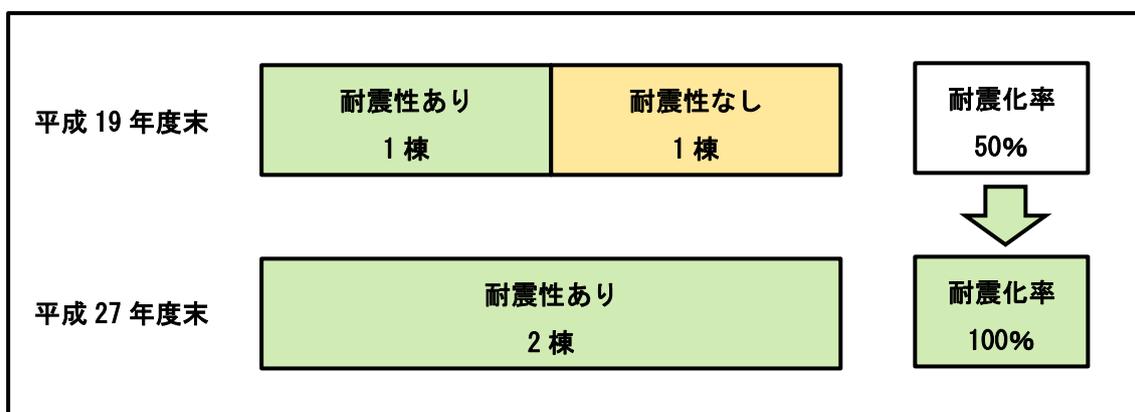
### 3 公的施設及び災害時に重要な役割を担う施設

県計画では、地震災害時において災害対策拠点機能等の確保を図る上で、重要な施設については、優先的に耐震化の促進を図っていくこととし、災害時の拠点施設（庁舎等）、病院施設、学校施設、公営住宅（※いずれも非木造で2階建て以上又は200㎡超の建築物）の耐震化の目標を設定しています。

立山町においても、上記と同様の施設について耐震化を促進していきます。

#### ① 災害時の拠点施設（庁舎等）

現状の耐震化率は100%です。災害時の拠点となる重要な機能を担う施設であるため、優先的に耐震化を図りました。



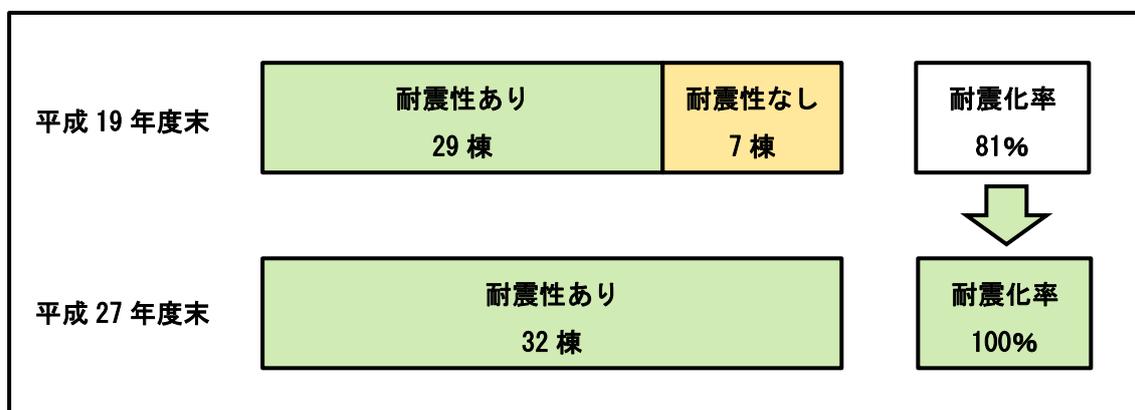
#### ② 病院施設

現状の耐震化率は80%です。一部民間病院が対象施設を用途変更したため、総数は5棟です。耐震性なしの1棟は民間病院であるため、救護施設としての重要性を周知徹底し、耐震化率100%達成を目指します。



### ③ 学校施設

現状の耐震化率は100%です。一部を廃校としたため、総数は32棟です。児童生徒の安全確保、また災害時の避難施設となるため、優先的に耐震化や建替えを実施しました。



### ④ 公営住宅

現状の耐震化率は100%です。一部を建替えたため、総数は14棟です。入居者の安全確保のため、耐震診断を実施して耐震性能を確認、また一部建替えを実施しました。



## 一 第3章 住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策 一

### 1 耐震化等の取組み基本方針

これまで多数の者が利用する建築物を対象に、耐震診断及び耐震改修の努力義務が所有者に課せられていましたが、平成25年の耐震改修促進法の改正により、地震に対する安全性が確保されていない住宅・建築物すべてについて、耐震診断及び必要に応じて耐震改修の努力義務が課せられました。

このことから、既存建築物の耐震化等を促進していくには、まず住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として考え、住民ひとりひとりが自発的かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要になります。

立山町においては、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修及び耐風改修を的に実施できるような環境の整備や必要な施策を検討し、一層の耐震化等進されるよう努めるものとします。

#### (1) 所有者等の役割

住宅・建築物の所有者等は、自らの管理する住宅・建築物を適性に管理することが基本であり、耐震化等による施設の安全性確保は、利用者の生命を守るだけでなく地域の防災上においても大変重要であることを認識し、耐震化等に努めることが必要です。

特に、要緊急安全確認大規模建築物等の所有者は、義務付けされた耐震診断の結果に基づき、必要に応じて耐震化等に努めることが求められています。

#### (2) 富山県の役割

県は、所有者等が耐震化等を実施しやすい環境の整備や必要な施策の展開に努めるものとしています。

#### (3) 立山町の役割

町は、住民に最も近い基礎自治体として、地域防災に必要な住宅・建築物の耐震化等の状況の情報収集及び県と連携した施策の展開等に努めるものとします。

- ① 町計画の改定
- ② 耐震化等支援策の実施
- ③ 相談窓口の設置、情報提供・普及啓発等の実施
- ④ 建築関係団体・自治会などの地域との連携・調整

#### (4) 建築関係団体の役割

建築関係団体は、耐震化等に必要な技術者の確保のための技術的な支援に努め、行政と連携し、情報提供、啓発等を実施し耐震化等の促進に努めるものとし

ます。

## 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援

立山町は、住宅・建築物の所有者等に、住宅・建築物の耐震化の必要性、重要性に関する普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化に対する補助や税の優遇措置の活用を勧めながら、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

### 耐震診断・耐震改修に対する支援制度

| 事業名              | 対象 |     | 内容 |    | 補助 |     |
|------------------|----|-----|----|----|----|-----|
|                  | 住宅 | 非住宅 | 診断 | 改修 | 国庫 | その他 |
| 木造住宅耐震診断支援事業     | ○  |     | ○  |    | ○  |     |
| 木造住宅耐震改修支援事業     | ○  |     |    | ○  | ○  |     |
| 住みよい家づくり資金融資制度   | ○  |     |    |    |    | ○   |
| 住宅・建築物安全ストック形成事業 |    | ○   | ○  | ○  | ○  |     |

### (1) 住宅の耐震化支援

#### ① 木造住宅耐震診断支援事業

県では、平成 15 年度より耐震診断を希望する木造住宅の所有者の求めに応じて、富山県から委託を受けた（一社）富山県建築士事務所協会が建築士を派遣して、調査・診断を行なうと共に、その結果を住宅所有者に報告することにより、耐震化を支援しています。

#### 木造住宅耐震診断支援事業の制度概要

| 対象建築物   | 申込者負担        |             | 補助率     |
|---|--------------|-------------|---------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造一戸建て、階数が 2 以下</li> <li>・ 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工して建てられたもの</li> <li>・ 在来軸組み工法であるもの</li> </ul> | 延べ面積 280 ㎡以下 | 図面有 2,000 円 | 県 約 9 割 |
|   | 〃            | 図面無 4,000 円 |         |
|   | 延べ面積 280 ㎡超  | 図面有 3,000 円 |         |
|   | 〃            | 図面無 6,000 円 |         |
| ○問合せ先：（一社）富山県建築士事務所協会   |              |             |         |

## ② 木造住宅耐震改修等支援事業

平成 17 年度より耐震改修を希望する木造住宅の所有者等に対し、県と市町村が連携して耐震改修工事に対して補助金を交付し、耐震化を支援しています。なお、1 住宅あたりの延べ面積が全国 1 位である状況等をふまえ、建物の倒壊から人命を守る可能性を高めることを目的とした、部分的な改修への支援も平成 26 年度より行なっています。さらに住宅耐震化を促進させるため、平成 31 年度より補助制度を拡充しました。

### 木造住宅耐震改修等支援事業の制度概要（木造住宅耐震改修）

| 対象工事  | 補助金額          | 補助率                              |
|---|---------------|----------------------------------|
| 以下の 3 つのメニューのいずれかに該当する工事<br>I 建物全体(1 階+2 階)を Iw 値 1.0 以上に改修<br>II 1 階の主要居室(寝室・居間等)だけを Iw 値 1.5 以上に改修<br>III 1 階(全体)だけを Iw 値 1.0 以上に改修<br>IV 建物全体(1 階+2 階)を Iw 値 0.7 以上に簡易改修 | 限度額<br>100 万円 | 【4/5】<br>国 2/5<br>県 1/5<br>町 1/5 |
| ○問合せ先：立山町建設課  |               |                                  |

また、避難路に面した危険なコンクリートブロック塀等及び組積造の塀等の除却・建替えに対しても補助金を交付し、地震発生時に塀等の倒壊から人命を守り、避難・復旧活動を可能にすることで街路の耐震性を向上させます。

### 木造住宅耐震改修等支援事業の制度概要（危険ブロック塀等除却・建替え）

| 対象工事   | 補助金額                           | 補助率                              |
|--|--------------------------------|----------------------------------|
| 以下の 3 つメニューのいずれかに該当する工事<br>I 避難路に面した危険ブロック塀等の除却<br>II 避難路に面した危険ブロック塀等の建替え<br>※避難路とは、住宅から避難場所へ通じる道路をいう。 | 限度額<br>I は 10 万円<br>II は 15 万円 | 【2/3】<br>国 2/6<br>県 1/6<br>町 1/6 |
| ○問合せ先：立山町建設課   |                                |                                  |

### ③ 住みよい家づくり資金融資制度（県融資制度）

子育て世帯及び転入世帯の個人住宅の建築や購入に対して融資及び利子補給を行います。

また、耐震化リフォームやブロック塀の安全対策に対して融資を行います。

#### 住みよい家づくり資金融資制度の概要

| 融資額                   | 融資利率            | 償還期間  |
|-----------------------|-----------------|-------|
| 500万円以内               | 1.6%～1.9%（固定金利） | 15年以内 |
| ○申込み先：県内各金融機関         |                 |       |
| ○問合せ先：（一財）富山県建築住宅センター |                 |       |

### ④ 木造住宅耐震改修化等支援事業の推進

耐震診断実施後の耐震改修をより推進するため、県や建築関係団体と連携し、診断実施者への個別フォローアップの充実を図ります。また、耐震改修を実施するにあたり阻害要因となっている項目やニーズに対するアンケート調査等の実施に協力し、住宅の耐震化のために必要な施策について検討します。

### ⑤ 住宅屋根の耐震強風対策支援

本町内全域において強風や地震による住宅の屋根瓦の被害を軽減し、町民の身体及び財産を保護するとともに、災害に強いまちづくりを促進するため、瓦の緊結状況等を調査し必要に応じて耐風改修工事を行う者に対し、補助を行います。

| 対象工事  | 補助金額         | 補助率  |
|---|--------------|--|
| 告示基準に適合しない住宅の瓦屋根において、屋根全面を告示基準に適合させるために行う改修工事 | 限度額<br>552千円 | <b>【23%】</b><br>国 11.50%<br>県 5.75%<br>町 5.75% |
| ○問合せ先：立山町建設課                                  |              |  |

## (2) 建築物の耐震化支援

### ① 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援

耐震診断が義務付けされた民間の大規模建築物の所有者に対し、県と市町村が連携して耐震診断費に対して補助金を交付し、耐震化を支援します。

### 住宅・建築物安全ストック形成事業（要緊急安全確認大規模建築物の耐震化支援）の概要

| 対象事業                      | 対象建物          | 補助率                           |
|---------------------------|---------------|-------------------------------|
| 耐震診断                      | 要緊急安全確認大規模建築物 | 【5/6】<br>国 1/2 (※)<br>県・町 1/3 |
| ○問合せ先：立山町建設課（富山県土木部建築住宅課） |               |                               |

(※) 耐震対策緊急促進事業補助金を含む

### ② 多数の者が利用する建築物等の耐震化支援

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するため、県の助言・指導のもと、国の住宅・建築物安全ストック形成事業を活用します。

### 国の住宅・建築物安全ストック形成事業（耐震改修事業）の概要

| 対象事業                      | 対象建物  | 補助率                              |
|---------------------------|---|----------------------------------|
| 耐震診断                      | 災害時に重要な機能を果たす建築物<br>又は避難所等                                      | 【2/3】<br>国 1/3<br>地方公共団体 1/3     |
|                           | 地方公共団体が実施する建築物  | 国 1/3<br>地方公共団体 2/3              |
| 耐震改修                      | 災害時に重要な機能を果たす建築物の耐震改修、天井の脱落対策（除却を含む）、エレベーターの防災対策改修、エスカレーターの脱落対策 | 【23%】<br>国 11.5%<br>地方公共団体 11.5% |
|                           | 地方公共団体が実施する避難所の耐震改修   | 国 1/3<br>地方公共団体 2/3              |
| ブロック塀の安全確保                | 避難路沿道等に存するブロック塀等  | 【2/3】<br>国 1/3<br>地方公共団体 1/3     |
| ○問合せ先：立山町建設課（富山県土木部建築住宅課） |   |                                  |

### (3) 国による住宅・建築物に係る税制・融資制度の周知

#### ① 耐震改修促進税制 (※)

| 対象 | 対象となる税 | 内容   |
|----|--------|--|
| 住宅 | 所得税    | 現行の耐震基準に適合させる耐震改修工事にかかる標準的な工事費要相当額の 10%相当額 (上限 25 万円) を所得税から控除 |
|    | 固定資産税  | 固定資産税 (120 m <sup>2</sup> 相当分まで) を 1 年間 1/2 に減額                |

#### ② 住宅ローン減税 (※)

最大 13 年間、ローン残高の 0.7% を所得税額から控除

(現行の耐震基準に適合させるための工事で、100 万円以上の工事が対象)

#### ③ 住宅金融支援機構による融資制度 (※)

| 対象        | 融資限度額                        | 金利  |
|-----------|------------------------------|---|
| 個人        | 1,000 万円 (住宅部分の工事費の 80% が上限) | 償還期間 10 年以内 1.04%、11 年以上 20 年以内 1.17% 死亡時一括償還型融資の活用が可能 ( (一財) 高齢者住宅財団による保証) |
| マンション管理組合 | 500 万円/戸 (共用部分の工事費の 80% が上限) | 償還期間 10 年以内 0.77% ( (公財) マンション管理センターの保証)                                    |

(※) 支援、融資、税制いずれも平成 28 年 2 月現在の制度

### 3 立山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの実施

#### (1) 目的

立山町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断・改修工事技術者に対する技術力向上、一般町民への周知・普及の充実を図ることが必要です。

このため、立山町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取り組みを位置付け、その進捗状況を評価するとともに、アクションプログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的としています。

#### (2) 位置付け

アクションプログラムは、富山県及び本町を始め 15 市町村で作成する社会資本総合整備計画「富山県住まいまちづくり計画（地域住宅計画）」に基づき策定します。

#### (3) 計画期間

平成 31 年度（2019 年度）から令和 7 年度（2025 年度）の 7 年間とします。

#### (4) 取組内容・実績及び目標

##### 【財政的支援】

① 住宅の耐震改修費（補強設計費等含む）に対する補助（※）を実施します。

（※）2（1）住宅の耐震化支援

##### 【普及啓発】

① 住宅所有者に対する直接の啓発

- ・旧耐震基準の住宅所有者を対象に、町内の地区ごとにダイレクトメールを送付します。
- ・固定資産税納税通知書に普及啓発通知を同封し送付します。

② 耐震診断実施者に対する耐震化の促進

- ・耐震診断を実施する所有者に対し、診断完了時に意向を確認し、必要に応じて補助制度の説明を行います。
- ・耐震診断を実施後一定期間を経過しても耐震改修を実施していない所有者に対し、耐震改修等の意向を確認し、必要に応じて補助制度の説明を行います。

③ 改修事業者の技術力向上等

- ・名古屋工業大学高度防災工学センターによる「安価な工法」の普及・啓発や、富山県とともに耐震診断・改修工事技術者向けに、技術力向上やコスト削減のための研修を実施します。

④ 一般町民への周知啓発

- ・町広報やホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、耐震化の必要性や補助制度の周知を図ります。
- ・庁舎や出先機関にリーフレットを設置し、耐震化の必要性や補助制度の周知を図ります。

(5) 目標、実績及び自己評価

毎年度、町ホームページ上にて公表します。

#### 4 改正耐震改修促進法に伴う耐震化促進策の周知等

##### (1) 耐震診断が義務付けられた大規模な建築物(※1)について

これらの建築物については、義務付けされた耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた場合は、早急に耐震改修や建替えが出来るよう、国や県と連携して必要な環境整備を進めます。

##### (2) 防災拠点施設(※2)について

防災拠点施設(大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物)として指定された場合、耐震診断が義務付けられる一方、耐震改修工事を実施する際の国からの補助率が上がる(1/3から2/5へ)メリットがあります。

このため、県では市町村の地域防災計画に記載の官公署、病院、避難所等の防災拠点施設のうち、市町村が特にその耐震化を進める必要があるとしているものを県計画にて指定することとしていますが、現時点で指定している施設はありません。今後は国の補助制度の活用を前提に、指定について検討します。

##### (3) 避難路沿道建築物(※2)について

県計画において、富山県地域防災計画に定める緊急通行確保路線について、①相当数の建築物が集合する地域を通過すること、②市町村の区域を越える相当数の者の円滑な避難を困難とすること、③迂回路の有無、などの観点から検証し、富山県が道路整備率日本一である状況などをふまえた結果、その沿道建築物について耐震診断を義務化等する避難路として指定する必要のある路線はないとしています。

ただし、地震発生時における交通の確保は救出・救助活動、消火活動、救援物資・要員輸送等の各種応急対策活動の基盤としてきわめて重要な課題であるため、地震が発生した場合の、緊急通行確保路線の通行の確保について、その重要性を周知します。

また、緊急通行確保路線については、広域的な避難・物資輸送等の観点から、橋梁の耐震化や長寿命化が進められているところであり、道路の整備・維持管理を担う建設課を初めとして、災害時に実際に使用する立場である消防などの関係機関との連携体制を整備します。

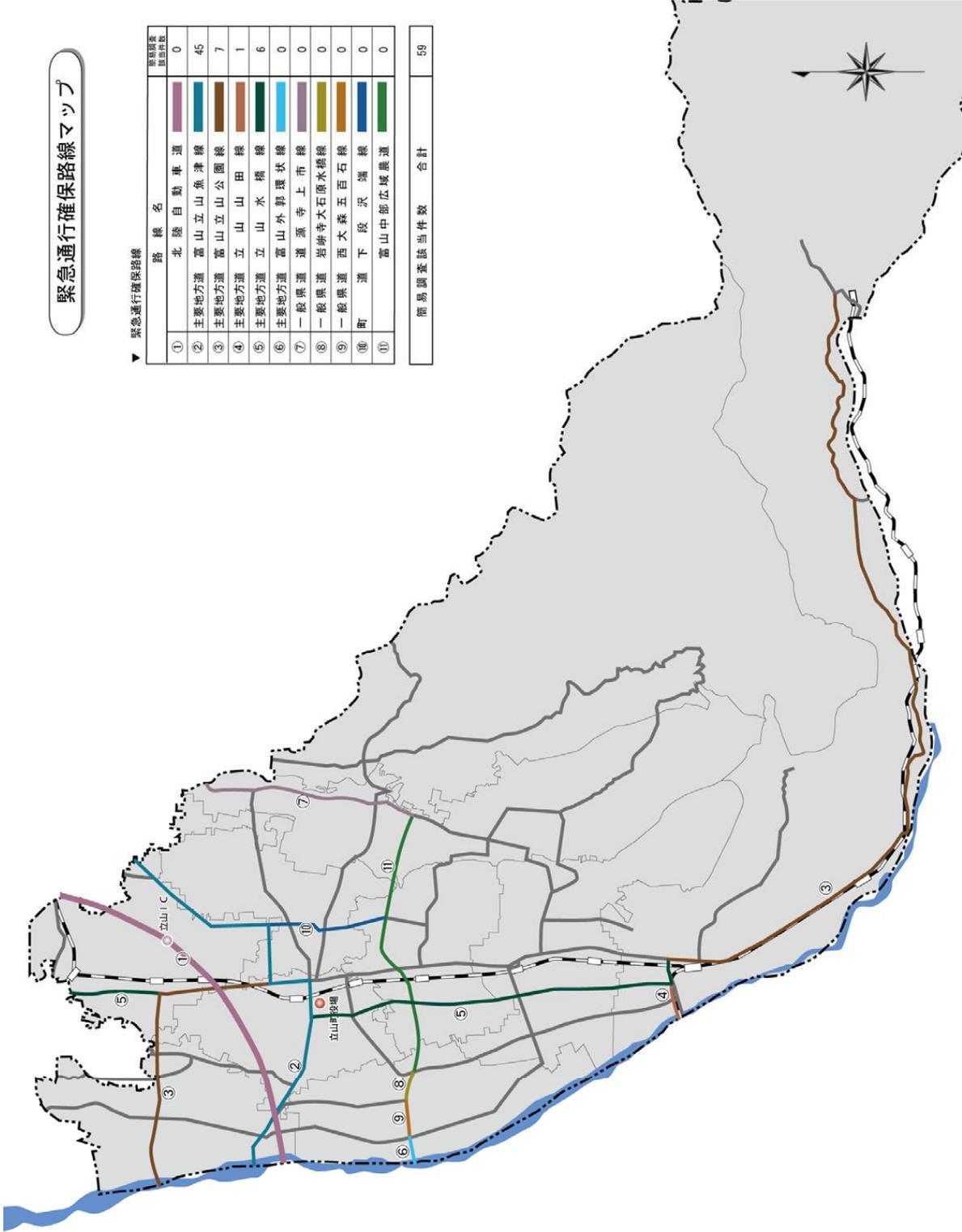
(※1)『要緊急安全確認大規模建築物』: P1 参照

(※2)『要安全確認計画記載建築物』 : P2 参照

# 緊急通行確保路線マップ

▼ 緊急通行確保路線

| 路線名              | 調査対象<br>箇所数 |
|------------------|-------------|
| ① 北陸自動車道         | 0           |
| ② 主要地方道 富山立山魚津線  | 45          |
| ③ 主要地方道 富山立山公園線  | 7           |
| ④ 主要地方道 立山山田線    | 1           |
| ⑤ 主要地方道 立山水橋線    | 6           |
| ⑥ 主要地方道 富山外郭環状線  | 0           |
| ⑦ 一般県道 道源寺上市線    | 0           |
| ⑧ 一般県道 岩井寺大石原水橋線 | 0           |
| ⑨ 一般県道 西大森五百石線   | 0           |
| ⑩ 町道 下段沢端線       | 0           |
| ⑪ 富山中部広域農道       | 0           |
| 簡易調査該当件数 合計      | 59          |



#### (4) 各種認定制度等による耐震化の促進

「耐震改修計画の認定」や、新たに創設された「建築物の地震に対する安全性の認定」及び「区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定」については、以下のとおりの特例措置やメリットがあることから、建築物の所有者や利用者等へ周知し制度活用の普及促進を図ります。



国指定認定マーク

#### 認定制度の特例措置等の概要

| 認定                                 | 特例措置メリット等   |
|------------------------------------|---|
| 耐震改修計画の認定<br>(法第 17 条)             | 耐震性を向上させるために増築を行なうことで、容積率・建ぺい率制限に適合しないこととなる場合に、所管行政庁(※)がやむを得ないと認め、耐震改修計画を認定したときは、当該制限は適用されません。                      |
| 建築物の地震に対する安全性の認定<br>(法第 22 条)      | 建築物の所有者が所管行政庁(※)に申請し、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物は、上記のようなマークを建築物等に表示することが出来ます。  |
| 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定<br>(法第 25 条) | 「耐震改修の必要性に係る認定」を受けた区分所有建築物(マンション等)は、大規模な耐震改修工事により共用部分を変更する場合の決議要件を区分所有者および議決権の各 1/2 超に緩和(区分所有法の特例で、特例が無い場合は 3/4 以上) |

(※) 所管行政庁とは、耐震改修促進法第 2 条第 3 項の「所管行政庁」をいう。(県、富山市、高岡市)

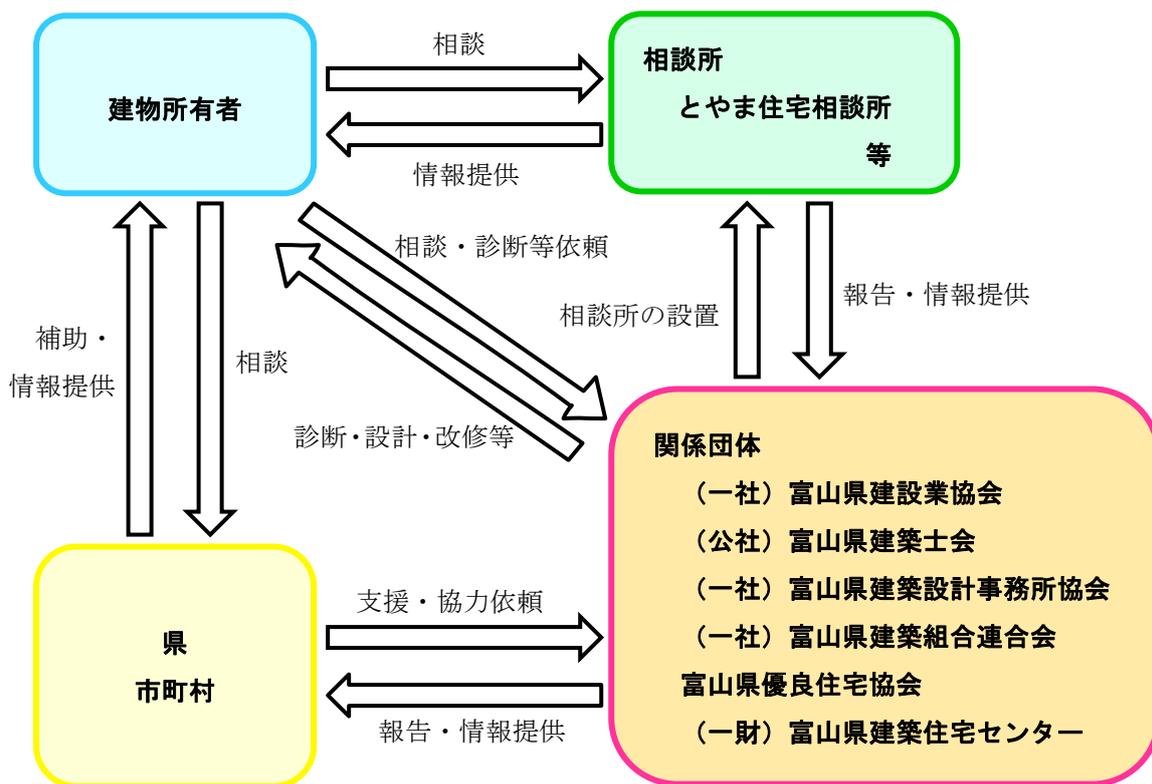
－ 第4章 住宅・建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等 －

1 相談体制の充実

立山町建設課並びに県庁及び出先機関の建築担当窓口において、建築物の耐震化についての窓口を設置するとともに、木造住宅の耐震に関する点検方法や補強方法の概要などの耐震化促進へ向けての普及啓発に努めます。また、建築関係団体で構成しているとやま住まい情報ネットワーク（※）が設置している「とやま住宅相談所」を情報提供の場として活用していきます。

さらに、建築防災週間等の各種行事やイベントの際には、住民へ建築物の耐震改修の必要性について普及啓発を図ることや建築関係団体へも耐震化へ向けての普及啓発活動を促進します。

◆関係機関と連携した相談体制イメージ



(※) とやま住まい情報ネットワークとは、(一社) 富山県建設業協会、(公社) 富山県建築士会、(一社) 富山県建築設計事務所協会、富山県優良住宅協会及び(一財) 富山県建築住宅センターを正会員とし、富山県土木部建築住宅課及び富山県消費生活センターを協力会員とした住まいまちづくりに対する意識の向上や支援を行なうとともに、住宅相談や住情報の提供を行うことにより、豊かな住生活の実現に貢献することを目的としている団体。

## 2 パンフレットや耐震改修工事事例集の配布及び講習会等の開催支援

### (1) パンフレット等の配布

県では、木造住宅の耐震診断・改修支援事業を紹介するリーフレット『耐震診断・改修で安心な住まい!』を作成し、市町村広報誌・新聞への折り込みや駅前での該当普及啓発、各種イベントにおける相談窓口や講習会で配布しており、町もその啓発活動に協力します。

また、耐震診断を実施した者へのフォローアップのため、耐震改修工事事例集も作成し、診断実施者全員に配布しています。これらのパンフレットは随時改訂・活用されることで、今後も引き続き、耐震化についてのコスト、工法、支援制度について、県と協力して情報提供を行ないます。

### (2) ホームページの充実と広報誌等の活用

町は、県と協力し、ホームページ、広報たてやま、ケーブルテレビなどの様々な手段を通じて、木造住宅耐震診断・改修支援事業の活用を町民に広く働きかけ、その活用の促進を図ります。

### (3) 講習会等の開催支援

自治会等の求めに応じて現地に出向き、耐震化の必要性や支援制度などを直接住民に説明する出前講座等が県主体で実施されることに合わせ、その開催を支援し、普及啓発を図ります。また、総合防災訓練などの機会にも耐震化についての相談窓口を設置された際には、町民に周知する活動を支援し、普及啓発を図ります。

## 3 地震ハザードマップを活用した啓発活動

住宅・建築物の所有者が耐震化を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、所有者又は地域の耐震化に関する取り組みに活用することが出来るよう、平成 21 年度に作成した立山町地震ハザードマップ等を活用した普及啓発活動に取り組みます。

## 4 リフォームにあわせた耐震改修等の推進

県及び町の住宅相談窓口、建築関係団体において、リフォームに関する相談時等を活用し、より効率よく実施することが可能な、リフォームにあわせた耐震改修等の推進を図ります。また、各種行事やイベント等の際には、快適な住環境は、居住性ととも安全性の確保（耐震化）が重要であることを普及啓発し、リフォームにあわせた耐震改修等の誘導を図ります。

リフォームにあわせた耐震改修等として、大規模な住宅において使用してい

ない部分の減築や瓦屋根の耐風改修をするなど、様々な手法もあわせて周知するとともに、湿度の高い富山県においては、構造部材の老朽・腐朽化により建物本来の耐震性能が発揮できないケースもあることなど、その維持管理の大切さについても周知を図ります。

また、平成 28 年 4 月 1 日に施行された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく建築物の省エネ化の推進や長期優良住宅化リフォームの推進、県産材の利用促進など、耐震化以外のリフォーム等推進施策と連携した啓発活動を行ないます。

## 5 防災査察・定期報告を活用した啓発活動

県が建築防災週間に実施している防災査察や、建築基準法第 12 条第 1 項による定期報告の機会を活用し、多数の者が利用する建築物等の所有者へ耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性について普及啓発を図ります。

## 6 町内会等との連携

住宅の耐震化は地域の防災活動の一環であることから、町内会等の自主防災組織などと連携し、住宅・建築物の耐震化について啓発活動を行ないます。

## 7 高齢者等に対する啓発活動

高齢者が長年住んでいる住宅は、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月以前に着工）で耐震化が必要な住宅も多いことから、ホームページやパンフレットなどの広報だけでなく、よりきめ細やかで充実した啓発活動が必要となります。

県・町・建築関係団体が連携し、戸別連絡、訪問や、高齢者の自主組織である老人クラブなどと連携した周知活動を行なうなど、きめ細やかな啓発活動を行ないます。

また、引き続き、ホームページ等による全ての人に対する啓発に加え、高齢者を含め、耐震化が必要な住宅の所有者を対象としたピンポイントの啓発活動のあり方など、より効果的な啓発手法を検討し、実施していきます。